

# 検察庁（&法務省）の抜本改革

## 1. 検察庁（&法務省）の組織

- (1) 組織図（別添PDFファイル）
- (2) 幹部クラスのエラルキー  
TOP 検事総長  
NO. 2 東京高検検事長  
NO. 3 大阪高検検事長  
NO. 4 名古屋高検検事長  
NO. 5 最高検次長検事  
NO. 6 その他の地方高検検事長（5名）  
（以上、10名が「認証官」）  
NO. 7 法務事務次官  
NO. 8 刑事局長  
NO. 9 法務省官房長  
（地方検察庁のトップが検事正、その次が次席検事）
- (3) 思想系（公安）・経済系（特捜）・一般刑事系
- (4) 現場系 VS 赤レンガ系

## 2. 検察庁法

(1) 第十四条 法務大臣は、第四条及び第六条に規定する検察官の事務に関し、検察官を一般に指揮監督することができる。但し、個々の事件の取調又は処分については、検事総長のみを指揮することができる。（造船疑獄：「外航船建造利子補給法」制定請願、佐藤栄作自由党幹事長、犬養健法相が指揮権発動 ⇒ 吉田茂内閣倒れる契機 1年ももたなかった）

(2) 第二十二條 検事総長は、年齢が六十五年に達した時に、その他の検察官は年齢が六十三年に達した時に退官する。

(3) 第二十五條 検察官は、前三條の場合を除いては、その意思に反して、その官を失い職務を停止され、又は俸給を減額されることはない。但し、懲戒処分による場合はこの限りでない。

## 3. 検察をめぐる重要事件年表

- 1976年 ロッキード事件（田中角栄元総理起訴）
- 2002年 検察調査費裏金化・私物化（情報提供者への謝礼：大阪高検公安部長 三井環）  
（最高裁についても裏金作り問題が告発され裁判になった）
- 2010年 大阪地検特捜部で村木厚子氏起訴のための証拠改ざん発覚・組織ぐるみで隠ぺい  
（このあと民主党政権下（江田五月法相）で警察・検察の在り方審議会⇒盗聴法など焼け太り）
- 2010年 陸山会事件（秘書有罪、小沢一郎無罪）＝民主党政権妨害目的の「国策捜査」
- 2010年 同上で検察審査会に検察が虚偽報告を提出（検察審査会協力義務違反）
- 2016年 甘利事件（あっせん利得処罰法）で甘利および秘書全員が不起訴
- 2016年 安倍政権が検察庁人事に介入（林真琴を退け黒川弘務が法務省次官に就任）
- 2017年 安倍政権が検察庁人事に介入（林真琴を退け黒川弘務が法務省次官を継続）
- 2020年 黒川弘務東京高検検事長の（違法）勤務延長 ⇒ 巨大ツイッター・デモ
- 2020年 検察庁法改悪法案（撤回）

#### 4. 知っておくべき制度など

基本的人権を守るという日本国憲法の主旨から見て、いかにも貧弱・貧相でかつ逆噴射（治安優先）的

- (1) 認証官：検事総長，次長検事及び検事長は，内閣が任免し，天皇が認証
- (2) 訟務検事（政府が被告となる裁判の弁護人役）
- (3) 判検交流&検察OB最高裁判事
- (4) 指揮権発動（個別事件指揮権、人事指揮権）
- (5) 司法取引（2018年）
- (6) 課徴金減免制度（リーニエンシー制度）（2006年：独占禁止法）
- (7) 検察官適格審査会（検察庁法第二十三条）
- (8) 「職務密接関連行為論」（政治家の職務権限を広くとらえる考え方）
- (9) 未決拘禁制度と「代用監獄」（警察所管刑事施設）
- (10) 死因調査と法医学（死因不明者毎年数万人、かつ死因特定が実にいい加減）
- (11) 証拠開示制度（米国：日本にはない）
- (12) 検察官も法曹一元化の対象（米国：日本にはない）

●福島原発事故の政府事故調査委員会の事務局は検察官が就任 ⇒ 核心部分を隠蔽した虚偽文書化

#### 5. 法務・検察行政刷新会議（森雅子法相）

黒川弘務問題を受けて森雅子法相が法務省事務方を無視して設けた諮問会議

#### 6. 検察審査会（第一次司法民主化）＝×起訴要件が厳しすぎる×

1回目：起訴相当（再捜査：8/11以上）、不起訴不当（再捜査：過半数）

2回目：起訴相当（起訴：8/11以上）

（検事役弁護士の報酬があまりに低額、検事役弁護士へのサポートスタッフの不足など問題あり）

#### 7. 検察改革

- (1) 検察庁解体再編＝公安部廃止、法務省と切離、検察官は実務経験10年以上の弁護士を資格要件
- (2) 検察審査会制度改正（起訴要件緩和＝過半数、報酬・スタッフ）＝起訴権限検察独占制度の廃止
- (3) 判検交流の禁止、最高裁判事の検察官枠廃止、法務省と検察庁の交流も禁止（ファイアウォール）
- (4) 検察業務オンブズマン制度（不起訴処分や告訴・告発への対応など）
- (5) 検察官リコール制度（検察官適格審査会（検察庁法第二十三条）をどうするか？）
- (6) 人質司法・代用監獄の廃止、取り調べ適正化（人権尊重）、保釈制度の問題点
- (7) 悪質権力犯罪の重罪化（重刑罰、時効期間延長、矛盾解消など（政治資金規正法の時効と文書保存：脱税、公選法・政治資金規正違反、斡旋利得、贈収賄、背任、私物化、公文書管理法等⇒総見直しへ）
- (8) 検察における「法曹一元化」をどうするか（検察幹部他の人事制度をどうするか）

#### 8. 4権分立（行政府からの独立：国家行政組織法三条委員会、人事制度）

検察庁、会計検査院、公正取引委員会、食品安全委員会（消費安全庁）、原子力規制委員会・規制庁、オンブズマン庁、環境保全委員会、審議会任命委員会、情報公開・個人情報審査委員会、（人事院）

#### 9. 司法・検察改革の進め方：ホンモノの政権交代が前提

- (1) 日本弁護士連合会と市民が「PJチーム」（既に日弁連に「法曹一元化構想試案」あり）
- (2) 最高裁人事・組織制度を変えなければ改革は終わらない＝時間がかかる
- (3) 裁判官の日常生活の改善（ドイツをモデルに）
- (4) 市民による「判決アーカイブ」作成（裁判資料保管公開制度とリンク）と裁判官評価の仕組構築

以上